参考資料集2

別添 1	民主党「日本国中小企業憲章(案)」	1ページ
別添 2	中小企業基本法	5ページ
別添3-1	欧州小企業憲章(原文)	8ページ
別添3-2	欧州小企業憲章(仮訳)	13ページ
別添4	児童憲章	19ページ
別添 5	自然保護憲章	2 0ページ
別添 6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ノ	(ランス) 憲章
		2 2ページ
別添 7	民主党政策集 INDEX2009	2 6ページ

日本国中小企業憲章(案)

- 活力ある中小企業とともに未来を切り拓く -

平成19年民主党ネクストキャビネット決定

1.基本理念

中小企業こそは、日本経済の原動力である。

我が国企業の99.7%が中小企業であり、全従業員の約7割が中小企業の 従業員となっている。したがって、我が国経済の持続的な成長の鍵を握るのは 中小企業である。

今後も、経済の国際化がさらに進む中で、大企業については、産業空洞化の 問題や、正規雇用の確保の面に対して、国民の間に不安感が広がっていること も事実である。

こうしたことを踏まえると、我が国の持続的な成長を実現するためには、ま すます中小企業の潜在的な力を十分に活かしていくことが求められている。

しかしながら、他方で我が国の中小企業は大きな挑戦を受けている。

まず、全体として、大量生産・大量消費という戦後の成長構造にもはや限界 が生じている。また、中小企業が誇ってきた「ものづくり」技能の伝統が、次 世代にしっかりと継承されているかについて不安が高まっている。さらには、 「ルールなき自由化」が推し進められる中で、大企業・元請け企業との関係で、 ますます中小企業の立場は弱いものとなりつつある。

こうした中で、中小企業が自立した形でその潜在力を発揮するためには、単 に「市場原理」に放任するだけではなく、積極果敢な中小企業政策が求められ ている。我々は、中小企業から、世界的な技術力や革新的な企業経営などの創 意工夫を引き出すとともに、公正な経済・金融環境を整備していかなければな らない。

こうしたことにより、中小企業が自立し、雇用機会を提供するなどそれぞれ の地域に対する社会的責任を果たし、国民からの期待に応えることが可能とな る。そして、こうした取り組みを進めるためには、中小企業と地域社会との結 びつきはもちろんのこと、公的機関や教育・研究機関との密接な連携も重要と なってくる。 以上、中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全な国民生活が実現されるような環境を整えるため、ここに日本国中小企業憲章を定める。

2 . 基本原則

上記の基本理念に沿って中小企業政策を推進するに当たり、以下の原則に基 づいた施策を実施するものとする。

- (1)我が国経済における中小企業の重要性を認識し、新しい時代の要請に対して進取の精神を持って対応する中小企業に対して積極的な支援を行う。
- (2)地域において雇用を生み出す中小企業の役割を評価し、中小企業と社会 が一体となって能力と意欲を兼ね備えた人材の育成に努める。
- (3)中小企業の多様性を尊重するとともに、企業家精神や創造的挑戦が広く 奨励されるような社会環境の整備に努める。
- (4)市場における公正な競争を確保しつつ、中小企業を核として「ヒト」「モノ」「カネ」「技術」の好循環が生まれるような財政面、制度面での支援体制を総合的に構築する。
- (5)我々の取り組みの成果については随時検証を行い、中小企業の声も聞き ながら継続的に改善を重ね、中小企業にとってより良い環境を創造し続け る。
- 3.行動指針

我々は、上記の基本理念及び基本原則を実現するため、以下の行動指針に沿って具体的な取り組みを進めることを約束する。

- (1)人材育成・職業訓練の充実
 - ・ 中小企業の競争力の礎である高度熟練技能を持つ「ものづくり人材」を 育成するため、技能伝承の教育訓練プログラムや若年層を中心とした人材 確保、中小企業同士のネットワーク形成や大学等との連携を通じた職業能 力開発に対する支援を通じ、中小企業の職業能力開発機会を大幅に拡充す る。
 - 経済のサービス化や知識社会の下では、ものづくり技術のみならず、さまざまな 分野の専門性やアイディアを生み出す知恵が重要となることから、中小企業において多彩な人材を確保することができるよう必要な支援を行う。
 - 高等熟練技能者を養成する場としての高等専門学校・専門学校の役割を

重視するとともに、コミュニティカレッジのように社会人が生涯にわたって高度な能力を習得できる場も積極的に活用する。

- ・ 学校教育のあらゆる段階で早い年齢から、勤労の尊さと企業家精神の重
 要性について学ぶ機会を提供する。
- (2) 公正な市場環境の整備と情報公開
 - ・ 中小企業が真にその活力を発揮するためには、市場の歪みを是正し、中小企業に公平な市場参入の機会を保障する必要がある。したがって、中小企業に対して不当な不利益をもたらすような不公正取引を排除する観点から、独占禁止法等の見直しや厳格な運用等、必要な措置を迅速に講じる。
 - とりわけ、不当廉売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」には、 厳正に対処する。
 - 市場におけるルールの厳正な遵守と不公正取引の是正を徹底して進める
 ため、公正取引委員会の機能強化等、行政における監視体制を整備する。
- (3)中小企業金融の円滑化
 - ・ 中小企業が安定的な資金供給を受けることができるよう多様な資金チャネルの形成を促進する。創業・新事業進出時や企業再生時において、リスクマネーの供給が円滑に行われるよう、新たな金融手法の活用も促進しつつ、市場環境の整備に努める。
 - 不動産担保・人的保証に過度に依存することなく、中小企業が安定的な 資金調達を行うことができるような体制を整備する。
 - これらの取り組みを進めるに当たっては、民間金融機関の機能を補完するものとして政策金融の適切な活用を図る。
- (4)技術力の発揮と向上
 - ・ 中小企業の技術力と大企業や外国企業のニーズとのマッチングを効果的
 に行なうための環境を整備する。
 - 中小企業が国際競争のなかで活力を発揮していくためには、高度な技術力を身に付け、付加価値を高めていく必要がある。このため、透明で効率的な配分の下、科学技術研究費を大幅に増額し、集中的に施策を講じる。
 - ・ とりわけ、IT、バイオ、ナノテク、環境、エネルギー等の先端分野に 重点を置いた取り組みを進める。
 - ・ 中小企業における知的財産の創造・保護、活用促進のため、支援体制の 強化や制度の利便性の向上、知的財産を有効活用した事業展開に対する支 援の拡充等を総合的に進める。

- (5)中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり
 - 行政において中小企業政策を企画立案する際には、当事者である中小企業の声に耳を傾け、現場の実情に合った政策を進めるよう努める。このため、中小企業経営者と行政、金融関係者等による協議の場を常設する。
 - ・ 中小企業政策の成果について随時検証を行い、継続的に改善を重ねることにより、より良い政策の実現を目指す必要がある。こうした政策評価のプロセスも国民に対して透明な形で行い、中小企業の声を反映させるよう努める。

添2 第一章 第四章 第三章 〇中小企業基本法 第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象と 第一条 この法律は、中小企業に関する施策について 目的 附則 (中小企業者の範囲及び用語の定義) 第四節 第三節 第二節 第一節 民生活の向上を図ることを目的とする。 らかにすることにより、中小企業に関する施策を総 定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明 その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を とに定めるものとする する中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるもの 合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国 の実現を図るため効率的に実施されるように施策ご Jし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社 第 基本的施策 中小企業政策審議会(第二十六条—第三十条) 中小企業に関する行政組織(第二十五条) 総則(第一条—第十一条) 一章 総則 中小企業の経営の革新及び創業の促進 中小企業の経営基盤の強化(第十五条—第 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実 十二条—第十四条) 二十一条 (第二十二条) (第二十三条・第二十四条) 最終改正 (昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号) 平成二一年七月一五日法律第八〇号 第 2 (基本理念) 第三条 中小企業については、多様な事業の分野にお 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社 営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著この法律において「創造的な事業活動」とは、経 開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新た 個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用 な生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の いては、五人)以下の事業者をいう。 ビス業に属する事業を主たる事業として営む者につ ね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサー される資源をいう。 理方法を活用したものをいう。 度の向上を図ることをいう。 たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程 万式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新 この法律において「小規模企業者」とは、おおむ この法律において「経営資源」とは、設備、 並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社 除く。)に属する事業を主たる事業として営むも 社及び個人であつて、製造業、建設業、 この法律において「経営の革新」とは、新商品の の他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を 並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の合)い新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管 社及び個人であつて、サービス業に属する事業を 社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会 及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる たる事業として営むもの 会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主 主たる事業として営むもの 社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会 手業として営むもの 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の合 運輸業そ 技術 第四条国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念 第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小 (基本方針) 、国の責務 提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機 いて特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を (地方公共団体の責務 の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化さ 意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動 自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営 ものであることにかんがみ、独立した中小企業者の における経済の活性化を促進する等我が国経済の活 機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域 を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の 会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成 という。)にのつとり、中小企業に関する施策を総 が図られなければならない。 化されることにより、その多様で活力ある成長発展 力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する しているものであり、特に、多数の中小企業者が創 企業に関する施策を講ずるものとする。 合的に策定し、及び実施する實務を有する。 四。中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小 創造的な事業活動の促進を図ること。 中小企業に関する取引の適正化を図ること等によ 並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑 ること等により、その変化への適応の円滑化を図 企業の自己資本の充実を図ること。 経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の 中小企業の経営基盤の強化を図ること。 第六条 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の 第七条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即 3 (中小企業者の努力等) 第八条 国は、小規模企業者に対して中小企業に関す (調査) (小規模企業への配慮) 第九条 政府は、中小企業に関する施策を実施するた 第十条(政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて の地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件 企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、そ 法制上の措置等 中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当 応してその事業の成長発展を図るため、自主的にそ の経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければ もに、金融、税制その他の事情について、小規模企 る施策を講ずるに当たつては、経営資源の確保が特 ようにしなければならない。 行う中小企業に関する施策の実施について協力する 小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が 主体的に取り組むよう努めるものとする。 たつては、中小企業者とともに、基本理念の実現に に応じた施策を策定し、 め必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じな శి ければならない。 業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとす え、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとと に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏ま 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中 な調査を行い、その結果を公表しなければならない 定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要 地方公共団体は、基本理念にのつとり、中小 及び実施する責務を有する 5

中小企業基本法

(第一条)第十条)

别

につえて加坡に取っている産業の無料など低してよる。 に対っる需要な相域において、同様の重要支についる産業の無料など低化とを図るための施設 なの他の必要な施策を聴するものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 なため、職業能力の開先び職業を認ずるものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 なため、職業能力の開先び職業を認ずるものとする。 その他の必要な施策を聴するものとする。 第二十一条、国は、中小企業者の人の事業の再生のための制度の整備 第二十一条、国は、中小企業者の人の事業の再生のための制度の整備 第二十一条、国は、中小企業者の人のの事業活動による中小 (回等からの受法機会の増大) 第三節 経済的社会的環境の著しい変化による影響を受 が現に同一の地域文は同一の業種に属するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人のの必要な施策を聴するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人のの事業活動による中小 (回等からの受法機合の増大) 第二十一条、国は、中小企業者の人のの必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人ののの事業活動による中小 (10年からの受法機合の規模の変化への適応 第二十二条、国は、中小企業者の人ののの事業活動による中小 (11年本の人の必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人ののの事業活動による中小 (11年本の社の必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人のののの事業活動による中小 第二十二条、国は、中小企業者の人ののの事業活動による中小 第二十二条、国は、中小企業者の人ののの事業活動による中小 (11年本の社の必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業者の人のののの事業活動による中小 第二十二条、国は、中小企業での人間の必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業の利用の機能の要相での他の必要な施策を読むのの目をの認識の自己資本の表示 第二十二条、国は、中小企業に関金の機能の日間の整備 第二十二条、国は、中小企業の利用の必要な施策を読するものとする。 第二十二条、国は、中小企業の利用の機能で、中小企業の利用の機能の目とのための利用の必要な施策を認うしてする。 第二十二条、国は、中小企業の利用の人間の必要な施策を読むのとする。 第二十二条、国は、中小企業の利用の人間の必要な施策を認識のの人間の必要な施策を認識のの人間の必要な施策を認識のの人間の必要な施策を認識のの人間の必要な施策を受けて中小企業 第二十二条、国は、中小企業の利用の人間の必要な施策を受けてや、小企業の利用の人間の必要な施策を認識のの人間の必要な施策を受けてや、小企業 第二十二条、国は、中小企業の利用の人間の必要な施策を受けてや、小企業の利用の人間の必要な施策を認識の人間の必要な施策を認識の人間の必要な施策を受けてや、小企業の前目の意義に関かるの人間の必要な施策を認識の人間の必要な施策を受けてや、小企業 第二十二条、国は、中小企業の利用の人間の一方の人間の人間の必要な施策を受けての人のの必要な施策を認識のの人間の必要な施策を認識の人間の必要なの人間の必要な施策を認識の人間の必要な必要なの人間の必要な施策を認識の人間の必要なが認識の人間の必要な必要なの人間の必要なの人間の必要な必要なの人間の必要なの人間の必要なの人間の必要なための人間の必要なの人間の必要な人間の必要なの人間の必要なの人間の必要な人間のの人間の必要な人間のの人間の必要な人間のの必要な人間のの必要な人間の必要な人間のの必要な人間のの必要な人間のの人間の必要な人間のの人間の必要な人間の必要な人間の必要な人間のの人間の必要な人間の必要な人間のの人間の必要な人間のの人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の人間の
「 を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策 この安定を図るため、事業の再生のための制度の整備その他の必要な施策を構するものとする。 国は、中小企業を満するものとする。 第二十四条 国は、中小企業者の新達の整備その他の必要な施策を構立して実施するものとする。 第二十四条 国は、中小企業を防止し、中小企業 「個相補完事業の充実、民間金の制度の整備その他の必要な施策を構立するものとする。 第二十四条 国は、中小企業で利度の指慮の整備その他の必要な施策を構立するため、事業の再生のための制度の整備その他の必要な施策を構立したので なんどの他の必要なため、政府関係金融機関の整備その他の必要な施策を構立するものとする。 第二十四条 国は、中小企業に対する意のため、中小企業 に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるため、中小企業 に対する道正な融資の指導その他の必要な施策を認定することがで な役資の円滑化とする。 第三章 中小企業に対する方面での他の必要な施策を構定の有法の 第三章 中小企業に関するため、中小企業 に対する方面でなめ、政府関係金融機関の機能の強度の整備 その他の必要な施策を講ずるものとする。 の充実 に対する意面でなる。 第三章 中小企業に関する行政組織

6

3 2 (設置) 第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業に関す 第二十七条 第二十六条 - 行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるもの (所掌事務 とする。 支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)、中 関する重要事項を調査審議する。 下「審議会」という。)を置く。 る施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、 号)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の 臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。 臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に 限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大 関する法律(平成十七年法律第八十五号)、中小企 請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五 中小企業支援法 動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百 十一年法律第十八号)、産業活力の再生及び産業活 の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七 号)、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百 業等協同組合法 業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平 三十一号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に 小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理 大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)、下 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企 一年法律第七十四号)、中小企業における労働力の 審議会は、前項に規定する事項に関し経済産業大 号)、中小企業の事業活動の機会の確保のための 第四章,中小企業政策審議会 審議会は、この法律の規定によりその権 経済産業省に、中小企業政策審議会 (昭和三十八年法律第百四十七号) (昭和二十四年法律第百八十一号)、 页 4 з 2 第二十八条 (組織) 1 第二十九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため 第三十条 この法律に定めるもののほか、審議会の組 1 (資料の提出等の要求) (委任規定) (施行期日) 験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。 織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対 で定めるものは、経済産業大臣が任命する。 その権限に属させられた事項を処理する。 る法律(平成二十一年法律第八十号)の規定により めの地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関す 成二十年法律第三十八号)及び商店街の活性化のた 者との連携による事業活動の促進に関する法律(亚 成十九年法律第三十九号)、中小企業者と農林漁業 業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平 成十八年法律第三十三号)、中小企業による地域産 し、資料の提出、意見の開陳、 力を求めることができる。 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経 委員は、非常勤とする。 この法律は、 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政会 この法律は、公布の日から施行する。 附 附 附 則 則 則 審議会は、委員三十人以内で組織する。 (昭和四八年一〇月一五日 抄 (昭和五八年一二月二日 一公布の日から施行する。 説明その他必要な協 法律第一一五号) 法律第八〇号) 抄 抄 **/第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超 Ģ (経過措置) (施行期日 (施行期日) 統計審議会 育少年問題審議会 育少年問題審議会 後 協議会 関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。 する。 関及び職員となり、 職員は、それぞれ不欄に掲げる行政機関の相当の機 表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の 沿岸漁業等振興審議会農政審議会 中央心身障害者対策協議会 海外移住審議会 国民生活安定審議会 雇用審議会 観光政策審議会 中小企業政策審議会 放射線審議会 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に 林政審議会 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第 **-**九号)の施行の日から施行する。 則(平成一一年三月三一日 同一性をもつて存続するものと 法律第一八号) 総務庁 労働省 厚生省 外務省 運輸省 経済企画を 通商産業省 農林水産省 科学技術庁 抄 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平 第三条人この法律の施行の際現に従前の総理府、法務 (施行期日 (職員の身分引継ぎ) 第三十条 (別に定める経過措置) び委員並びにこれらに類する者として政令で定める の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百1 自治省(以下この条において「従前の府省」という。 通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は る日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 えない範囲内において政令で定める日から施行する。 国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新 部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文 い限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行 ものを除く)である者は、別に辞令を発せられな 中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及 関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機 府省」という。)又はこれた置かれる部局若しくは のとする。 機関として政令で定めるものの相当の職員となるも 機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属 (号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員 公布の日 第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項 外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省 附 第二条から前条までに規定するもののほか 則 (平成一一年七月一六日 法律第一〇八号) 抄

中小企業基本法 (第二十五条~附則)

則

.

.

EUROPEAN CHARTER FOR SMALL ENTERPRISES

Small enterprises are the backbone of the European economy. They are a key source of jobs and a breeding ground for business ideas. Europe's efforts to usher in the new economy will succeed only if small business is brought to the top of the agenda.

Small enterprises are the most sensitive of all to changes in the business environment. They are the first to suffer if weighed down with excessive bureaucracy. And they are the first to flourish from initiatives to cut red tape and reward success.

At Lisbon we set the goal for the European Union to become the most competitive and dynamic knowledge-based economy in the world, capable of sustainable economic growth, more and better jobs and greater social cohesion.

Small enterprises must be considered as a main driver for innovation, employment as well as social and local integration in Europe.

The best possible environment for small business and entrepreneurship needs therefore to be created.

Principles

In urging for this, we:

- Acknowledge the dynamic capacities of small enterprises in answering to new market needs and in providing jobs;
- Stress the importance of small enterprises in fostering social and regional development, while behaving as examples of initiative and commitment;
- Recognise entrepreneurship as a valuable and productive life skill, at all levels of responsibility;
- Applaud successful enterprise, which deserves to be fairly rewarded;
- Consider that some failure is concomitant with responsible initiative and risk-taking and must be mainly envisaged as a learning opportunity;
- Recognise the values of knowledge, commitment and flexibility in the new economy.

The situation of small business in the European Union can be improved by action to stimulate entrepreneurship, to evaluate existing measures, and when necessary, to make

them small-business-friendly, and to ensure that policy-makers take due consideration of small business needs. To this end, we pledge ourselves to:

- Strengthen the spirit of innovation and entrepreneurship which enables European business to face the challen ges ahead;
- Achieve a regulatory, fiscal and administrative framework conducive to entrepreneurial activity and improve the status of entrepreneurs;
- Ensure access to markets on the basis of the least burdensome requirements that are consistent with overriding public policy objectives;
- Facilitate access to the best research and technology;
- Improve access to finance throughout the entire life-cycle of an enterprise;
- Improve our performance continuously, so that the EU will offer the best environment for small business in the world;
- Listen to the voice of small business;
- Promote top-class small business support.

Lines for action

By endorsing this Charter, we commit ourselves to work along the following lines for action, taking due consideration of small business needs.

1. Education and training for entrepreneurship

Europe will nurture entrepreneurial spirit and new skills from an earlier age. General knowledge about business and entrepreneurship needs to be taught at all school levels. Specific business-related modules should be made an essential ingredient of education schemes at secondary level and at colleges and universities.

We will encourage and promote youngsters' entrepreneurial endeavours, and develop appropriate training schemes for managers in small enterprises.

2. Cheaper and faster start-up

The costs of companies' start-up should evolve towards the most competitive in the world. Countries with the longest delays and most burdensome procedures for approving new companies should be encouraged to catch up with the fastest. Online access for registration should be increased.

3. Better legislation and regulation

National bankruptcy laws should be assessed in the light of good practice. The learning from benchmarking exercises should lead us to the improvement of current practices in the EU.

New regulations at national and Community level should be screened to assess their impact on small enterprises and entrepreneurs. Wherever possible, national and EC rules should be simplified. Governments should adopt user-friendly administrative documents.

Small enterprises could be exempted from certain regulatory obligations. In this context, the Commission could simplify competition legislation to reduce the burden of compliance for small business.

4. Availability of skills

We shall endeavour to ensure that training institutions, complemented by in-house training schemes, deliver an adequate supply of skills adapted to the needs of small business, and provide lifetime training and consultancy.

5. Improving online access

Public authorities should be urged to increase their electronic communication with the small business sector. Thus, companies will be able to receive advice, make applications, file tax returns or obtain simple information online, therefore faster and more cheaply. The Commission must lead by example in this area.

6. More out of the Single Market

Small businesses are feeling the benefits from the reforms underway of Europe's economy. The Commission and Member States must therefore pursue the reforms underway aiming at the completion in the Union of a true internal market, user-friendly for small business, in critical areas for development of small businesses including electronic commerce, telecommunications, utilities, public procurement and cross-border payment systems.

At the same time, European and national competition rules should be vigorously applied to make sure that small businesses have every chance to enter new markets and compete on fair terms.

7. Taxation and financial matters

Tax systems should be adapted to reward success, encourage start-ups, favour small business expansion and job creation, and facilitate the creation and the succession in small enterprises. Member States should apply best practice to taxation and to personal performance incentives.

Entrepreneurs need finance to translate ambitions into reality. In order to improve the access of small enterprises to financial services, we will:

- Identify and remove barriers to the creation of a pan-European capital market and to the implementation of the Financial Services Action Plan and the Risk Capital Action Plan;
- Improve the relationship between the banking system and small enterprises by creating appropriate access conditions to credit and to venture capital;
- Improve the access to the structural funds and welcome initiatives by the European Investment Bank to increase funding available to start-ups and high-technology enterprises, including equity instruments.

8. Strengthen the technological capacity of small enterprises

We will strengthen existing programmes aimed at promoting technology dissemination towards small enterprises as well as the capacity of small business to identify, select and adapt technologies.

We will foster technology co-operation and sharing among different company sizes and particularly between European small enterprises, develop more effective research programmes focussed on the commercial application of knowledge and technology, and develop and adapt quality and certification systems to small enterprises. It is important to ensure that a Community patent is available and easily accessible to small enterprises.

We will foster the involvement of small enterprises in inter-firm co-operation, at local, national, European and international levels as well as the co-operation between small enterprises and higher education and research institutions.

Actions at national and regional levels aimed at developing inter-firm clusters and networks should therefore be supported, pan-European co-operation between small enterprises using information technologies enhanced, best practice in co-operative agreements spread, and small enterprises co-operation supported to improve their capabilities to enter pan-European markets and to extend their activities in third country markets.

9. Successful e-business models and top-class small business support

The Commission and Member States should encourage small enterprises to apply best practice and adopt successful business models that enable them to truly flourish in the new economy.

We will co-ordinate Member States and EU activity to create information and business support systems, networks and services which are easy to access and understand, and relevant to the needs of business; ensure EU-wide access to guidance and support from mentors and business angels, including through websites, and exploit the European Observatory on SMEs.

10. Develop stronger, more effective representation of small enterprises' interests at Union and national level

We will complete a review of how the interests of small businesses are represented at EU and national level, including through the social dialogue.

We commit ourselves to progress towards these goals using the open method of coordination of national enterprise policies. The Multiannual Programme for Enterprise and Entrepreneurship, the Cardiff process on economic reforms, the Luxembourg process on employment policies and other Community programs and initiatives will be used to this end. We will monitor and evaluate progress annually on the basis of a Commission report on the relevant issues at the Spring Summits.

We will use effective indicators to assess progress over time and in relation to the best in the world to reinforce our learning, searching for better practice in all fields that affect small business to continuously improve our performance.

別添3-2

欧州小企業憲章

中小企業庁による仮訳であり、政府としての公定訳ではない。

小企業¹はヨーロッパ経済を支えている。小企業は、雇用の源泉であり、ビジ ネス・アイディアの苗床である。小企業が最優先の政策課題と位置づけられて 初めて、ヨーロッパが「ニューエコノミー」の先駆けとなろうとする取組は成 功する。

小企業は経営環境の変化の影響を最も受けやすいものである。小企業は、行 政による過度な負担の影響を真っ先に受けるが、その負担が軽減され、成功が 報われるような取組がなされれば、真っ先に活性化されるものである。

リスボン²において、EUが、持続的な経済成長、より多くの質の高い雇用、 そしてより強固な社会的結束が実現できるよう、世界で最も競争力があり、ダ イナミックな知識経済を構築するという目標を定めた。

小企業は、ヨーロッパの社会的・地域的な統合だけでなく、イノベーション や雇用を生み出す主要な原動力として位置づけられなければならない。

そのためには、小企業や企業家にとって最良の環境を整備する必要がある。

諸原則

上記を推進するために、以下を原則として掲げる。

- ・小企業は、新しい市場のニーズに対応し、雇用を生み出す高い能力があることを認識する。
- ・社会及び地域の発展を促し、先導して範を示すものとして、小企業の重要性 を強調する。
- ・企業家精神は、価値があり、生産的なライフスキルであることを全面的に認 識する。
- ・十分な報酬を受けるに値する成功した企業を賞賛する。
- ・責任を持って先導し、リスクを取って実行しても失敗することはあり、失敗

¹ EU では企業 Enterprise を大企業 Large Enterprise(従業員数 250人以上) 中規模企業 Medium-sized Enterprise(同 50~249人) 小企業 Small Enterprise(同 10~49人) マ イクロ企業 Micro Enterprise(同 10人未満)に分類。(中小企業庁注釈)

² 2000年3月に、EU理事会は、リスボンにおいて、雇用、経済改革及び社会的結合の強化に向け、2010年までに達成する戦略目標を設定した。(中小企業庁注釈)

は、そこから学ぶことができるチャンスであると捉える。

・「ニューエコノミー」における知識、貢献、柔軟性の重要性を認識する。

企業家精神を後押し、既存施策を評価の上、必要に応じて小企業にとって使 いやすいものに改善し、政策立案者が小企業のニーズに十分配慮することで、 EUにおける小企業を取り巻く環境を改善させることが可能である。このため、 以下を実施する。

- ・ヨーロッパの企業が直面する課題に立ち向かっていくことができるよう、イノベーションと企業家精神を強化する。
- ・企業家が活動しやすい、規制・財政・行政の体制を整備するとともに、企業 家の地位を向上させる。
- ・公共政策の目的を達成しつつ、市場へのアクセスに係る負荷を最小限にする。
- ・最良の研究成果や技術へのアクセスを容易にする。
- ・企業のライフサイクル全般にわたり、金融アクセスを改善する。
- ・小企業に対して世界で最も優れた環境を提供するため、 E U の活動を継続的 に改善していく。
- ・小企業の声に耳を傾ける。
- ・優れた小企業への支援を推進する。

行動のための指針

我々は、この憲章を支持し、小企業のニーズに配慮しつつ、以下の行動指針 に従って活動する。

1.企業家精神の育成と訓練

若年層のうちから企業家精神を涵養し、新たな技術について教育する。ビジ ネスと企業家精神に関する一般的な知識は、学校教育のすべての段階で教える 必要がある。ビジネスに特化した知識は、中高・大学において、基礎科目とし て扱われるべきである。

我々は、若い企業家の努力を後押しし、小企業の経営者に対しては適切な訓 練を実施する。 2.費用や時間のかからない開業

開業に必要な費用は、世界で最も競争力のあるレベルにすべきである。開業 に要する時間や手続きの負担が大きい国は、当該負担が最小限となっている国 に追いつくことが必要である。行政への手続に際してのオンライン申請を増加 させるべきである。

3.より良い法制と規制

各国の破産法は最も優れた法制に照らし合わせて評価されるべきである。各 国間の制度の比較から学ぶことによって、EUの現行制度を改善することがで きる。

国家や共同体レベルで新しい規制を導入する際は、小企業や企業家への影響 を踏まえ精査すべきである。各国とEUのルールは可能な限り簡素化されるべ きである。各国政府は、利用者が使いやすい行政書類を用いるべきである。

小企業は、一定の規制を免除されるべきである。これに関して、欧州委員会 は、競争法を簡素化し、小企業の法令遵守に係る負荷を減らすべきである。

4.技能の活用

我々は、企業内訓練によって補完される教育訓練制度を整備し、小企業が必要とする技能を提供するとともに、生涯にわたる教育訓練や助言を提供する。

5.オンラインアクセスの改善

公共機関は、小企業との電子コミュニケーションを積極的に行うようにすべ きである。これにより、企業は、コストをかけず早く、助言を受け、申請し、 納税申告書を提出し、簡単な情報の収集をすることが可能となる。欧州委員会 は、オンラインアクセス改善の模範とならなければならない。

6.欧州単一市場からのより多くの成果の実現

小企業は、ヨーロッパ経済において進行中の改革がもたらす利益を実感しつ つある。欧州委員会及び加盟国は、小企業の発展にとって重要な分野において、 小企業が利用しやすい真の欧州市場の統合を目指して改革を推し進めていかな ければならない。小企業の発展にとって重要な分野には、電子商取引、テレコ ミュニケーション、公益事業、政府調達と各国間決済制度が含まれる。

同時に、小企業が新しい市場に参入する機会を保証し、公正な条件で競争で きるよう、EU及び各国の競争ルールは厳格に適用されるべきである。

7.税制及び金融問題

税制は、成功に報い、開業を奨励し、小企業の事業拡大と雇用創出に恩恵を 与え、小企業の設立と存続を後押しするものでなければならない。加盟国は、 先進事例を踏まえ、課税と個人の業績へのインセンティブを改善すべきである。

企業家は、夢を実現するために資金を必要としている。小企業の金融サービ スへのアクセスを改善するために以下を実施する。

- ・ヨーロッパ共通資本市場の創設や金融サービス行動計画及びリスクキャピタ
 ル行動計画の実施に対する障壁を明らかにし、取り除く。
- ・融資及びベンチャーキャピタルを適切に利用できるような状況を確保し、金 融機関と小企業の良好な関係を構築する。
- ・構造基金³の利用を改善するとともに、株式投資を始め、新規開業企業やハイ テク企業が利用可能な資金を増加させるヨーロッパ投資銀行⁴の取組を歓迎す る。

8.小企業の技術力強化

我々は、小企業が技術を認識し、選択し、そして適用する能力を高めるとと もに、小企業への技術の普及を進める既存の支援策を強化する。

我々は、規模の異なる企業間、特にヨーロッパの小企業間で、技術協力や技 術共有を推し進め、知識や技術の商業化に焦点を当てた効果的な研究開発計画 を推進する。また、小企業を対象とする品質保証制度の開発と実用化を図る。

³ 「構造基金」とは、地域間格差是正のための EU から加盟国への補助金。(中小企業庁注 釈)

⁴「ヨーロッパ投資銀行」とは、長期資金の貸付を行うEUの政策金融機関。(中小企業庁注 釈)

小企業が E U の特許に対して容易にアクセスし、利用できるようにすることが 重要である。

我々は、小企業と高等教育機関や研究機関との間の協力に加え、地域、国家、 ヨーロッパ、グローバルの各レベルにおける企業間協力に小企業が参加できる ようにする。

このため、企業間のクラスターやネットワークを発展させるための国家や地 域レベルでの活動を支援するべきである。また、ITを利用した全ヨーロッパ での小企業間の協力を強化するべきである。加えて、企業間協力の先進事例を 広く知らしめていくべきである。最後に、小企業が、小企業間の協力によって、 欧州単一市場のみならず第三国の市場にも参入できるように支援するべきであ る。

9.成功する e-ビジネスモデルと優良小企業への支援

欧州委員会と加盟国は、小企業が成功事例を適用し、成功したビジネスモデ ルを取り入れることを推し進め、小企業が「ニューエコノミー」において真に 繁栄できるようにする。

我々は、加盟国とEUの活動を調整し、利用しやすく、理解しやすく、ビジ ネスのニーズに対応した経営支援及び情報提供のためのシステム、ネットワー ク、サービスを創設する。また、ウェブサイトによるものも含め、助言者(メ ンター)やエンジェル投資家からの助言や支援をEU規模で受けられるように する。さらに、ヨーロッパ中小企業白書⁵を活用する。

10.EU及び国家レベルにおける小企業の利益の代表機能の強化

我々は、社会的対話によるものも含めて、 E U 及び国家レベルにおいて小企 業の利益が、どれほど代表されてきたのかを検証する。

我々は、上記の目標を達成するために各国の企業政策についてオープンな形 で調整する。また、この目標を達成するため、企業と企業家精神のための複数

⁵「ヨーロッパ中小企業白書」とは、欧州委員会が作成していた不定期で作成していた白書。 2008年以降は、 "SME Performance Review"に移行。(中小企業庁注釈)

年計画⁶、経済改革に関するカーディフプロセス⁷、雇用政策に関するルクセンブ ルグプロセス⁸、その他EUの計画やイニシアティブを活用する。我々は、春期 首脳会議(欧州理事会)での関連項目に係る委員会レポートに基づき、毎年、 進捗状況を調査、評価する。

我々は、効果的な指標を用いて継続的にその進捗を評価する。当該指標は、 小企業に影響を与えるあらゆる分野において世界の先進事例を探求し、そこか ら我々が学び、常に改善を図ることを強化するものである。

⁶ 2000年12月に、欧州理事会で決定。特に、中小企業に焦点を当てた2005年までの5ヶ 年計画。(中小企業庁注釈)

⁷「カーディフプロセス」とは、1998年6月に、イギリスのカーディフで開催された欧州理 事会で合意された経済改革に関するプロセス。(中小企業庁注釈)

⁸「ルクセンブルクプロセス」とは、1997年11月に、ルクセンブルクで開催された欧州理事 会で合意された雇用政策に関するプロセス。(中小企業庁注釈)

児童憲章

昭和26年5月5日 児童憲章制定会議

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、 すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

- 児童は、よい環境のなかで育てられる。
- すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保
 障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家 庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任 を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、ま たね、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設 を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- + すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。 あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- +- すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場 合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平 和と文化に貢献するように、みちびかれる。

自然保護憲章

昭和49年6月5日 自然保護憲章制定国民会議

自然は、人間をはじめとして生けとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙 な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然か ら恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって文明をきずき上げ てきた。

しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然の とうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという 錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自 然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は 急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむ しばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機 に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長 い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属す るなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうこと なく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきであ る。

よってわれわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- ー 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、 個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学識的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理 のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはい かなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それ ぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神 が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元に努めるべき である。
- 六 身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊する ことは許されないことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、 厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を 行うべきである。

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)憲章

平成19年12月18日

仕事と生活の調和推進官民トップ会議

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、 近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、 その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や 産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加 する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。 他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り 組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦と して家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、この ような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、 共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援 などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。ま た、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいもの になるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難 しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな 要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が 不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人 材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能 力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地 域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されてい る。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させ たいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多 様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとす る取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の 生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選 択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価 値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活 力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるもので ある。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点 は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげること も可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明 日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって 取り組んでいくため、本憲章を定める。 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実 感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き 方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現な どに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発 や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き 方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な 時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しか も公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体 的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定める こととする。

(企業と働く者)

(1)企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識 や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。 (国民)

(2)国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3)国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かな ものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸 成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組 む。

(地方公共団体)

(4)仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その 推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に 応じた展開を図る。

民主党政策集 INDEX2009

中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全な国民生活が実現できる環 境を整えることを目的とした中小企業憲章を制定します。その具体的行動指針 として 人材育成・職業訓練の充実 公正な市場環境の整備と情報公開 中小 企業金融の円滑化 技術力の発揮と向上 中小企業の声に耳を傾ける仕組みづ くり-などを定めます。なお、この中小企業憲章は現行の中小企業基本法と異 なり、経済産業省・中小企業庁のみならず、文部科学省、総務省、厚生労働省 をはじめ政府全体を挙げて、経済政策の中心として中小企業対策に強力に取り 組むための基本方針とします。